

議 事 録

会議の名称	平成27年度 笠間市情報公開等審査会議事録		
開催日時	平成27年10月21日(木) 午後2時00分～		
開催場所	笠間市役所 議会／行政棟 3階 会議室(4)	事務局	総務部総務課 文書法制G
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>		傍聴者数 0人
出席者	委員：栗原委員，植崎委員，鶴田委員，上野委員 担当課：山崎税務課長補佐，菅谷主査，大貫係長 事務局：野口総務課長，鶴田主査，宇野主幹		
議題	【審議】 笠間市既存システムと軽自動車市区町村提供システムとの結合について		
議 事 (審議経過及び発言内容)			
1	開 会		
2	会長挨拶		
3	審議案件 「笠間市既存システムと軽自動車市区町村提供システムとの結合について」の審議		
会 長	「笠間市既存システムと軽自動車市区町村提供システムとの結合について」の審議につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。 (事務局より説明，担当課より詳細について説明)		
	【配布資料】		
	1. 「軽自動車検査情報市区町村提供システムについて」 2. 「10 結合の制限」(個人情報保護条例逐条解説第10条抜粋) 3. 別添資料 軽自動車システムへの軽自動車検査情報の取り込みについて		
会 長	資料の中に「10 結合の制限」というのがありますが、ここにある「提供を受ける側」が今回「行政側」になると考えられます。これに沿った形でどのような対策を取ることとしているか、説明してください。		
委 員	その点については、私からも質問があります。まず、この「10 結合の制限」というのは、笠間市個人情報保護条例の第10条の資料ということだと思いますが、その点はしっかり明示してください。次に、会長から質問がありましたが、この「10 結合の制限」の資料の中で「提供側」と「提供を受ける側」との記載がありますが、今回、市の立場は提供を受ける側ですよね。とすれば、この資料中にある「目的外利用，外部提供の禁止。(又貸し等)」や「不要となった個人情報の消去」といった措置を『市が』行うということですよ。だからこそ別添資料が提出されたのだと考えているのですが、それでよろしいでしょうか。		
担当課	条例上は「相手方が個人情報の保護について必要な措置を講じているのであって」と規定されていますが、今回においては市が提供を受ける立場になりますので、市において必要な保護措置を取ることとなります。		
委 員	今委員が言われていたのは、別添資料は用語の解説であって、こういったものを提供側が受ける、これについては慎重にやっていますということをお願いわけですよ。ですからあくまでも、市の中ではこういうことが規則の中できちんと定められていますよとい		

うことを言いたいということですよ。

担当課 別添資料については、検査情報については軽自動車協会から提示をいただき、その情報の扱いはこのように責任制を設けて運用していきますという内容となっています。

委員 (別添資料は) 私たちにわかりやすく説明するための資料であって、相手方というのはこのようなものに基づいてこうなっていますというのがあるということですね。

委員 わかりました。次に、資料の中で「情報については慎重な取扱いをする」となっているのですが、条例では「結合」の条件がありますが、「結合の際に文書を取り交わす必要性が考えられる」とあります。今回においては、この点はどうなっていますか。

担当課 資料にはないのですが、こちらからサービスの利用を申し込むに当たり「利用申込書」を機構に提出します。その前提に当たってこの審査会にお諮りし、その結果をもって機構に利用申込みをすることとなります。

委員 そうすると、機構のほうから何らかの条件が付けられるということですね。

担当課 申請書を出した後に「利用許可書」というもので通知が来まして、これによって接続する環境が整い次第、先ほどのスケジュール表に沿って開始することになります

委員 基礎的なことについて説明をお願いします。まず、システムについてという資料の中で、2つの団体名が出てきます。1つは「地方公共団体情報システム機構」、もう1つは「一般社団法人全国軽自動車協会連合会」この2つの団体について、概要を教えてください。審査会で結論を出すにあたって、結合の相手方がどういった組織であるかが分からなければ結論が出せないと思いますので、説明をお願いします。

会長 担当課の方、いかがでしょうか。時間がかかるようであれば休憩を一度入れたいと思いますが。

委員 たとえば、「総務省の外郭団体で」とか、行政についても既に提供いただいているということですから、「税金の確実な徴収のために設置されたものである」といった感じで結構です。

担当課 団体の説明につきましては、後日詳細な資料を送らせていただきたいと思いますと考えておりますが、まず「一般社団法人全国軽自動車協会連合会」は、皆様が軽自動車の登録をするところ、申し込むところでございまして、全国の軽自動車の情報を一手に管理し続けている団体でございまして。何十年間も継続して行っている団体ですので、こちらの団体についての安心性についてはゆるぎないと考えております。情報も、協会側から提供を受けることとなりますので、笠間市の情報が漏れているというリスクはございません。

また、もう1つの、今回システムを構築いたします「地方公共団体情報システム機構」と申しますのは、国の肝入りで作られた団体でございまして、全国で行われているコンビニでの住民票等の発行を一手に管理する団体でございまして。ですので、個人情報の保護に関しましては、こちらについてもきちんとした団体でございまして。本来であれば、サーバーでの管理状態などを調べるべきではあったんですが、大変申し訳ありません、現在御説明できるところは以上でございまして。

委員 地方公共団体情報システム機構の所管・監督省庁というのはどこになりますか。

担当課 総務省です。

委員 全国軽自動車協会連合会のほうはどちらになりますか。国土交通省ですか。

担当課 申し訳ありません。こちらの団体の所管につきましては、現在把握しておりません。

委員 わかりました。初めて聞く団体名でしたので質問させていただきました。

会長 では、この条例において「提供する側」について質問がありましたが、ここから話を進

めるに当たり、提供する側についてはセキュリティ等についての問題はないという前提で進めさせていただきます。先ほどの別添資料と併せて、市は「提供を受ける側」になることから、ここ（「10 結合の制限」の資料）に書いてあるようなことに対して「こういうことなので十分な対策がとれています」という形で説明していただけますでしょうか。今回市側が考えなければいけないのは「提供を受ける側」の部分だと思うのですが。

担当課 提供を受ける側の安全性としては、まず「軽自動車検査情報市町村提供サービス利用約款」というのがありまして、申込みにあたってはこの約款を遵守することが前提となっております。個人情報の取扱いにつきましては、こちらの約款において、「サービス利用に関して課税事務以外のサービスに利用する行為」、「第三者に利用させる行為」、「なりすましの行為」、「改ざん・消去する行為」といった通常個人情報の保護上必要とされるものが「利用団体の禁止事項」として定められております。情報の提供を受けるにあたっては、この約款の内容を受諾している状態で申し込むことが前提となります。また、私たちは地方税法に基づき守秘義務を課されておりますので、目的外利用、外部提供につきましては、守秘義務を負う形で禁止されております。また、不要となった個人情報の消去につきましては、文書事務規程に規定がございますので、これに基づいて適切に消去いたします。電子計算機の管理責任者につきましては、情報管理責任者が税務課長となっておりますので、税務課長をはじめといたしまして、管理責任を全うしていきます。個人情報のアクセス資格に関しましては、管理者のIDとパスワードを地方公共団体情報システム機構から1組いただき、笠間市側の情報管理者が担当職員にIDを与えるという仕組みになっておりまして、必要に応じてパスワードの消去等を行うなど、適切に管理していくこととしております。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか。

委 員 今の説明を聞きまして、どういう内容かがわかりました。

会 長 ほかに何か御質問はございますか。

委 員 この資料（資料1）の「背景及び目的」の中で普通車はすでに行われており、今回は軽自動車の重課と軽減を行うためにその情報がほしい、情報がなければできないのだから、その情報をいただきたいという話ですよね。市には軽自動車の台帳はある。しかし、適正な課税をするためには、そのデータがどうしても必要である。そのためには、地方公共団体情報システム機構からデータをもらわなければ出来ない。もらう際にはLGWANによってデータをウェブ上でデータをもたらえるようにして、適正な課税を行えるようになるから、こういうものを置きたいということですよ。適正な課税を行うためには、市としては（データは）持っているけれども、新しい課税制度に対応したデータがないので、適正な事業執行のためにほしいと。これがないと難しいというわけですよ。

担当課 1点だけ訂正させていただきますと、これまでの軽自動車の課税には初回の登録年月日は必要がなく、軽自動車検査協会から送られてくる申請書の写し等には記載されておりました。ですので、重課の対象となるかどうかに関して、全国の市町村は一切持っていない状態です。それが、適正な地方税法に基づく課税をするために今般必要となったため、この協会から初めて提供を受けることとなります。

委 員 私はそのように聞いたつもりだったんですが、適正な課税をするために必要だということですよ。いずれにしても、今後制度が変わり、重課や軽課について適正な課税、きちんとしたデータで税金を賦課するために、新たなデータが必要である。そういう事情の中で、（他の団体に）適切なデータがあるのだから、これを使いたいということですよ。

そういった理由から、条例第10条のただし書によって結合を認めてほしいということでもよろしいでしょうか。今回のようなデータをもらうことについて心配なのは、「仮装」、つまり「なりすまし」だと思います。これについては、先ほど言ったIDとパスワードが定められていることから、「なりすまし」で入ることはできないようにしているということですね。よって、条例第10条の規定に基づいてオンライン結合をさせてほしい、ということですね。私のほうは、理解できましたので大丈夫です。

会 長 ほかの委員さんはいかがですか。

委 員 伺いますが、課税は来年の4月1日から行うのですか。予定の関係で、4月実施となっているのですが、課税の関係でできるのでしょうか。

担当課 賦課期日が「4月1日現在の登録状況」となっておりますので、4月1日現在の課税の状態で4月の下旬くらいから平成28年の課税となります。

委 員 課税決定、賦課決定は4月下旬なのですか。

担当課 基準日は4月1日ですが、賦課決定といいますと納税通知書を送って賦課が決定します。

委 員 市としては1ヶ月でできるということですか。

担当課 もともと軽自動車については課税システムがございまして。その課税のシステムに新たに初回登録日とグリーン化の条件にかかる情報が足される仕組みになっておりますので、「間に合わせる」方向で進めております。時間的にはとても押しておりますけれども、全国一斉に行うことですので、そのように考えております。

委 員 システムについてはすでにある、時間については忙しいですけれども、これで間違いのないようにやっていただければよいと思います。

会 長 ありがとうございます。

委 員 お伺いしたいのですが、従来までの軽自動車税に関しては、「一般社団法人全国軽自動車協会連合会」から市のほうに情報が来ていた。それに基づいて決定して、住民に対して通知していたということでもよろしいでしょうか。

担当課 そうです。現在は、変更のたびに軽自動車協会から郵送で送られてきております。

委 員 それが今度はシステム機構のウェブで確認するということになるのでしょうか。

担当課 今現在は紙でのやり取りなのですが、4月以降も紙でのやり取りは続きます。あくまでも今回のシステムというのは、紙の情報と電子の情報とで照らし合わせて、紙の情報を補完するためのデータとしてくださいということでも出ております。

委 員 とすると、基本的な流れとしては、軽自動車協会のほうから紙で送られてきたものについて内容を確認し、不明な点についてはシステムの情報で確認することになるということでしょうか。従来までも情報の発信源は軽自動車協会であるということですね。

こういう税制度が変わるということは、市民の方は御存じなのではないでしょうか。

担当課 こちらの重課軽課につきましては、来月の広報紙で内容をお知らせさせていただく予定です。あとこちらの2輪車については本来平成27年度から改正予定だったのですが延期になりまして、平成28年度から実施することになりました。こちらの内容も併せて来月の広報紙のほうでお知らせする予定です。

委 員 それが情報発信としては初めてですか。

担当課 今年度は初めてですね。

委 員 2輪車のほうは平成27年度からの予定だったので、以前にもこういう形になりますと出たことはあるのでしょうか。

担当課 平成27年度の税制改正につきましては、平成26年の12月の広報において税制改正に

ついでの内容を掲載させていただいております。その段階では 27 年から改正になりますとの内容でした。これが延期になりましたということで、これについても掲載させていただきました。

委員 確認ですが、この資料（資料 1）の一番最後のスケジュールというのは、機構の話ですよ。

担当課 そうですね。

委員 そういった点も明確にさせていただくと、勘違いしないと思います。もう 10 月中旬から市が何か行っていたのかと思ってしまったので、資料を作る際はそういう点にも気を配っていただけるとありがたいと思います。

会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。なければ私のほうから 2 点ほど確認させていただきます。今回の件に関して、担当課のほうで全てやるということですが、外部委託等などが介在することはないでしょうか。もう 1 点は、条例の 71 ページのところに「運用」の話が出てまいりますので、どんなものにも共通すると思うのですが、情報をセキュアに扱うための研修や、監査などについてはどのようにしているかお聞きしたいと思います。

担当課 まず、委託につきましては、ID やパスワードの管理についてはその予定はございません。私たちは徴税員としてのやりとりもございますので、委託するほうが難しい業務でございます。ですので、ID、パスワードの管理や情報をダウンロードするといった作業については職員が行わせていただきます。ただ、そのダウンロードした情報を変換して、基幹系のデータにとかしこみますので、この作業につきましては、すべて茨城計算センターの委託による課税事務の中の一環として処理されていくこととなります。ですので、職員が行うのは、定期的にシステムに接続しまして、必要な情報をダウンロードして、それを専用の暗号化されたハードディスクを使いまして、基幹系のシステムにインストールするという作業となります。安全性の研修及び監査につきましては、茨城計算センターの監査を年 1 回受けております。その監査の中で、数ある課税業務の一環ということで監査をするということになります。研修につきましては、専用の研修というのは、業務自体があまり多くないので、特に行うことはないのですが、基幹系システムの使い方に関しては、必要に応じた研修を茨城計算センターなどに依頼しております。

会長 委託については、今回のシステムに関してはないと。そこから先については既存の業者さんにということですので、今回のシステムに関しては、委託はないということですね。

それから運用、研修とか監査の部分で、業者の部分は今回関係ありませんので、例えば（別添資料中）⑤データは残さないようにしますとあります。この部分が運用になると思うのですが、こういったことがきちんと回っているかについては、どのようにチェックするのか確認させていただけたらと思うのですが。

担当課 只今の御質問ですが、（別添資料中）⑤につきましては、取込みから IAC システムに入れ替えるのにあたり、小さな専用ソフトが作られるという想定でございまして、CSV で取りこんだものを移す作業をワンクリックでできるようにするものですが、そのときに「古い情報は消す」という作業がそのソフトに入っているという想定です。ただ、機構からの情報が遅く、まだ全容が入ってきていないことから、もしこれができないということであれば、運用のマニュアル等にはっきりと明記をして、必ず消す、チェックシートを作るといった運用を考える必要があると認識しております。

会長 ありがとうございます。ほかに御質問ございますでしょうか。特に御質問がなければ、

答申のほうをまとめていきたいと思いますので、担当課のほうには退席願ってよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。

(担当課退席)

会長 それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

会長 それでは休憩を解いて再開いたします。答申案について説明をお願いします。

(事務局から答申案について説明)

会長 ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか。

委員 先ほども聞きましたけども、団体の正式名称というのは、「地方共同法人」がつくのが正しいのでしょうか。

事務局 こちらは法に基づく地方共同法人となっております。

委員 とすると、正式名称を答申に入れたほうがよいと思います。該当箇所は実施機関の主張ですから、審査会とは関係ないかもしれませんが。

会長 正式名称で記載することに特に問題はないと思いますがいかがでしょうか。

事務局 修正させていただきます。

委員 疑問点があるのですがよろしいですか。最後の「審査会の判断」のところで、「適切な措置を定めている」とあるのですが、ここで「定めている」と言えるのですか。「もうすでに定めている」ということですか。

事務局 既にこのシステムに限らず情報システムについては情報セキュリティポリシーに基づいて今までも講じておりますし、今後も講じていくということでございます。

委員 この点については、諮問のあった件についてですよね。今までのことではなくて、今回の結合についてだと思えるのですがいかがでしょうか。

会長 今の見解で言うと、事務局側としては、既存のセキュリティーポリシーで今までも事故は無いので、ということになるのでしょうか。

事務局 そうですね。

会長 ほかの委員さんは御意見いかがでしょうか。

委員 新しく作るということではなく、今あるものを使うことで問題ないということですね。

事務局 今までもセキュリティーポリシーに基づいて個人情報の保護については適切な関与をしてきましたけども、新しいシステムを使用するに当たって、担当課のほうでは研修などは必要になるかとは思いますが。

委員 普通自動車も同じ所から情報をもらっているのですか。

事務局 そうですね。

委員 普通自動車は県の税金でしたか。

事務局 普通自動車は県税です。

委員 市で課税しているものは何ですか。

事務局 軽自動車税です。

委員 で、今現在も情報はもらっている。これが、今回税制度が変わって、登録年月日等が必要となる。これを提供してもらいたいということですね。

事務局 今まではすべて紙ベースでしたので、そこが大きく違います。

委員 市としては、今までのもので大丈夫だろうということですね。新しく「これ」用に何か

を作るということは考えていないということですね。

事務局 そうですね。

委員 情報の取扱いについては（市において）セキュリティに関してはまとめた冊子があります。職員はこれに基づいて適切に運用することとなっております。罰則も定めています。これに基づいてやるということなので、セキュリティについては、今まで特に問題がなかったとすれば、国に準じて作成したものですから、これに基づいて職員は運用していくこととなります。新しいものができたからと言って変わるものではありませんし、セキュリティ対策は同じ対応になりますから、この内容が貧弱であれば直していかなければならないという話になると思います。それなりの適正なセキュリティポリシーができていますので、これに基づいて職員は研修を行うということですよ。

事務局 そうですね。研修は随時行っておりますし、このセキュリティポリシーに基づいて、今まで個人情報について適切に取り扱ってきております。新しい業務についても同様であると考えております。

委員 今あるものを使って、新たな研修が必要であれば研修を行うということであれば、それで良いのではないかと私は思います。

委員 確認ですが、別添資料は今回のために作ったものではなく、従来からこういうものが作られていて、それに則って運用していくということなんですか。

事務局 この別添資料の①～⑤までの内容は、職員は十分承知して職務に携わっております。

委員 先ほどの説明で、新たにソフトを入れるという説明がありましたよね。このウェブで確認する際に記憶するソフトを作成して、ハードディスクには残さないようにするという説明でしたが、今までもそのようにやっていたのですか。

事務局 基本的には、ハードディスクには残さないこととして運用しております。

委員 この「個人情報の保護について適切な措置を定めている」というのは、今までのことを言っているのであって「改めて」ということではないわけですね。

事務局 そうですね。

会長 表現を少し別の表現に変えていただけないでしょうか。今のお話ですと「これまでのセキュリティポリシーに則って」という部分と「今まで事故もなくきている」ということを言っているわけですよ。そういった文言を付け加えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

委員 もし、従来からの定めに基づいて行っていることをもって、今回のことについても「適切な措置を定めているので合致する」と判断するのであれば、今回のことに限らず他の同様の案件についてもそのように判断される可能性があるわけですよ。今回、この審査会で審査しているのはあくまでも「今回の結合」についてであることからすると、「結合することについては」と審査会の判断で言っているわけですから、「定めている」というよりも、今までのことで定まっているという意味の表現としたほうがよいと思います。

会長 「これまで事故の無かった同様のやり方を踏襲するという前提のもとで」ということですよ。

委員 「個人情報の保護について適切な措置が講じられるものであり」というような表現で進めていただければよいと思います。「適切な措置を講じます」ということですので、「結合することについては個人情報につき適切かつ十分な措置が講じられることから」といったような表現にいただければ思うのですが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

委員 私はそのようにすることについて問題ないと思います。

委 員 セキュリティポリシーを定めていること、それを順守することは当然のことですから、「定めている」という表現は適切ではないと思います。

事務局 その部分については、「今回の結合については、情報セキュリティ及び個人情報の保護についても十分に措置を講じていることから」といった文言に修正をいたしまして、確認をしていただければと思います。

委 員 もう1ついいですか。審査の結論のところなんですけれども、「相当と認める」とあるのですが、この表現は適切なものなのでしょうか。

会 長 委員の皆様、いかがでしょうか。

委 員 「相当」といった文言のほうがいいかもしれませんね。

事務局 そのように修正いたします。

会 長 よろしいでしょうか。皆様長時間ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

4 そ の 他

5 閉 会